

開会の日 令和6年9月17日(火)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	住 田 清 美
副委員長	籠 山 恵美子
委員	高 原 邦 子
委員	前 川 文 博
委員	澤 史 朗
委員	水 上 雅 廣
委員	中 田 利 昭

◆欠席委員(なし)

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	藤 井 弘 史
総務部長	谷 尻 孝 之
総務課長	田 中 義 也
人事課長	今 井 進
総務課行政係長	廣 元 久 之
人事課人事給与係長	田 中 裕 子
企画部長	森 田 雄 一 郎
総合政策課長	下 通 剛
総合政策課政策企画係長	川 原 佑 介
市民福祉部長	野 村 賢 一
市民福祉部次長兼市民保健課長	大 上 雅 人
市民福祉部参事兼子育て応援課長	舟 本 智 樹
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清 水 浩 美
市民保健課長補佐兼保険年金係長	板 屋 和 幸
神岡振興事務所次長	岸 懸 貴 則
神岡振興事務所市民振興課長	森 本 睦

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田 浩 和
書記	畠 中 み な み

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第75号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第78号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第79号 飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第80号 財産の無償譲渡について（神岡町旧白樺荘）

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（住田清美）

皆様おはようございます。ただいまより第10回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。

また、会議規則第116条の規定により「発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」こととなっておりますので、付託された議題に沿った質疑をお願いします。

以上、ご協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

議案第75号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

それでは付託案件の審査を行います。

初めに、議案第75号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（住田清美）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（谷尻孝之）

議案第75号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

4ページの要旨をご覧いただきたいと思います。まず、提案理由ですが、市長及び副市長の給料を減額するための改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等につきましては、今般の市県民税の課税誤りにおいて、市政における事務の信頼性を損なう事態を招いたことから、当該事案に関する管理責任を明らかにするための改正でございます。

次に、条例の概要につきましてご説明いたします。市長及び副市長の令和6年10月分の給料について、それぞれ10分の1を減額するものでございます。金額につきましては記載のとおりでござ

ございます。

次に、市民への影響は特にありません。

施行日は公布の日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

こういった給料の減額の基準というか、市長と副市長はこういった場合に必ず減額されるのか。そういったときに市長、副市長までが責任を負わなければならないのか。その辺のメルクマールはあるのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

特にありません。事案に応じて、それぞれに応じて判断をすることになります。今回の案件については組織での責任というものを重く見て処分をいたしましたので、市長、副市長も当然その管理責任があるということで判断をいたしました。

減額幅とか期間とかいうのはいろいろあるんですが、この辺りは世の中のいろいろな自治体の事例を見ておきますと大体10分の1、1か月程度かなというふうに思われましたので、そういう形で決めさせていただきました。

○委員（高原邦子）

本当にその所属の課長は減額とかを受けていると思うんですけど、課があり、部があり、そして副市長、市長ですよ。例えば部長とかには減額とかそういったものはなくて、市長とか副市長は特別職であるがためにそういったことをするのかと思ったんですけど。直属の課長はそういった処分を受けるんですが、部としては戒告とかの処分は受けているんですが、上のほうに行くにつれて処分は薄くなっていくんですか。私はむしろ市長や副市長がそうやって受け入れていらっしゃるなら、途中もしっかりとしていかなければいけないのではないかなと思うんですけど、そういうものはどういうふうに捉えたらよろしいでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まず市長、副市長の責任の取り方というのは減給以外になかなかないんです。戒告というのが、特に市長の場合は自分ですからあるわけではありませんし、その意味からするとこの減額という手法が基本的にスタンダードになってくるということになります。

あとは重さの問題なんですけれども、その意味では減給しかあり得ない市長、副市長を基準にその後を決めていくというわけにはなかなかいかなくて、これは別個に考える必要があって、職員の処分と市長、副市長の責任の取り方というのは連動させずに別に考えるというのをまず基本にする。それで、職員のところは客観的に見ていくと今回のような当該職員が減給10分の1で3か月、直属の係長が1か月、課長が逆に重くて2か月、部長が戒告ということになります。それは事案に応じて、そこまでにどういう行動が取られたかというのを個別に見ていって量定を決め

ていくのでそういう形になっていると。これはこれで私自身は随分考えましたし、適切だったというふうに思っておりますが、市長、副市長になるとそれはまた別に考えないといけないということになります。

○委員（高原邦子）

何のために上があるのかとガバメントのいろいろなことを言われますけど、そういったときに下の者だけが重くなるというのは納得ができないなと思ったんです。そういうのが公務員の社会の暗黙のルールというか、そういうふうに行っているかと理解してよろしいでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これは公務員の世界のルールではなくて、事案ごとに判断をするものということになります。今回の場合、確かに組織的に事務の負担の調整がうまくいかなかったという問題がありますから、上司の責任がある程度出てくるのは当然だと思うんですが、他方で当該職員が書類を隠匿していたという事実がある。これは重大なことであるというふうに思いますから、そうするとそれも丸っと上司の責任というふうに考えてしまうのもちょっと無理があると思いますので、基本は課税誤りそのものということもありますけども、書類の隠匿があったということが一番大きくて、結果市民の方からの問い合わせで発覚しましたが、それがなければそのままずっと隠匿されていた状態になったということを考えてみると、当該職員の責めというのは職員として一定の責任は間違いなくあるということになります。あとはそれを知り得る立場にあったかどうか、あるいは確認をするということができたかどうかと見ていったときに、総合的に判断して今回の処分の重さの量定を決めたということになります。あくまでもそういった事案事案に応じて決めていったということですから、ルールとしてこうということではないと申し上げておきたいとします。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

昨年だったかと思いますが、市民福祉部のほうでも職員間の引き継ぎのミスというか、引き継ぎが十分ではなくて新聞報道をされたことがありましたよね。二度立て続けにあったと思います。最初は何件こういうものの誤りがあった、次はさらに数が増えて百何十何件ありましたよね。判断するときにどうしたらいいのかなと思うんですけれども、そういうときに今回の市長、副市長の対応を見ていますと、市民に対する被害の大きさと受け止めが違ってくるのかなと思ったり。それから先ほどあったような書類を隠匿していたというような、公務員としてあるまじき行為があったために、そういうものを管理する上司としての責任を減額という形にして示したのかなと思ったり。

これは事案に応じて判断するというところで、特別に罰則の定めはないんですよね。都竹市長だからこういう判断に至ったのかなと思ったり。ある程度の物差しがないのかなと思ったりするんですけど、市民に対する被害の大きさとといったら分かりやすいんですよね。その辺りはいかがですか。

△市長（都竹淳也）

今回前川議員の一般質問のときに答弁がありましたけど、市民への影響の大きさというのは考慮します。全く市民に影響がないということでのミスも細かいものも含めていろいろ起きますよね。それはどんな職場でも、どんな場所でも無数に起こるんですけど、処分ということになると影響の度合いというのは考えないといけませんから、それはどうしても考慮の中に入ってくるということになります。

あとは市長、副市長の責任の取り方ということになってくるんですけど、これも一般質問でちょっと触れたと思いますが、今回私もいろいろと話を聞いてみたんです。県庁の人事課長を長くやっていた後輩がいて、先日も行って話を聞いてきました。県庁の処分事案というのは蓄積が多いものですから、聞いてみたらこのケースだと特別職が処分を自らやることはまずないという言い方でした。ほかに事案を聞いてみても確かに特別職の処分は、このケースではなかなか少ないと思います。

ただ、私今回割と早い時期に自分そして副市長も含めて責任を明らかにしたいと言いましたのは、全体的に人が少ない中でぎりぎりの状態でやっているわけです。その中で若い職員も一生懸命やってくれているわけですけど、何かちょっとしたことで負担がかかったときに、あそこに人を配置していればこれが起こらなかったかもしれない、あるいは例えば人が配置できなくても一時的に応援体制が組めたらこれは起きなかったかもしれないという、そういう発想を持つことは大事だということ自分自身で思っているし、部長会議でもそれを言ったんです。どんなときでも自分にできることはなかったかと考えたときに、何かあったはずだというふうに考えると、今回の場合は職員が病気で倒れるという本当に不測の事態が起きて、当該職員が昨年度からためていた仕事があって、みんながそれに気がついて焦っていたということもあった。そこまでは当然私も承知しているわけです。ただ、そのときに課税の忙しい時期だということを承知していますから、もしそこで臨時に経験者2～3人が1か月なり2週間でも応援に入ってくれということができたとしたら、ひょっとしたらなかったのかもしれないと考えると、私に責任がなかったとは言えないのではないかと考えたんです。これは自分自身への戒めであると同時に、部長たちにもそう思ってもらいたい。これはパワハラみたいなものを撲滅する一番の根本になるので、自分にもできたことがあるのではないかと、あるいは自分に非があるのではないかと思うか思わないかによってハラスメントというのは防げると私は思っているんで、そういった戒めも含めて、部長会議でもそのことを申し上げた上で今回の市長、副市長の責任の取り方の条例提案に至ったということでございますので、そのような経緯でご理解をいただければありがたいと思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第76号 飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第76号、飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

議案第76号、飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

6ページの要旨をご覧いただきたいと思います。提案理由でございます。地方公共団体情報システム標準化基本方針に係る基幹業務システムへの移行に伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第1項に規定する「地方公共団体情報システム標準化基本方針」及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に伴う改正でございます。

次に、条例の概要につきましてご説明申し上げます。まず改正の趣旨です。自治体が提供している社会保障・税サービスの運用は主に基幹業務システムを利用し実施していますが、こうしたシステムは自治体が自由に選定し利用しているため、それぞれの自治体で法改正があるたびに費用をかけシステム改修を行う必要があることや、国がコロナ禍で国民に一律給付した給付金というような施策を行おうとする場合は、自治体ごとにシステムが異なるため、給付に遅延が生じるなどサービスに支障を来したことから、令和7年度までに全国でシステムを標準化、いわゆる統一する方針が示されました。

改正の内容でございます。今般のシステム標準化において、一部の業務で新たにマイナンバーを利用し業務間の同一人判定を行うため、他業務との情報連携が必要となることから、番号利用法第9条第2項に係る条例の改正が必要であるため所要の改正を行うものでございます。

住民登録外住民につきましては飛騨市に住民登録はないが、飛騨市で課税等がされている市外の住民の基本4情報、住所、氏名、生年月日、性別、個人番号及び住登外者、宛名番号を一元管理するものでございます。

次に、市民への影響は特にごりません。

施行日は、公布の日となります。

最後に裏面の備考欄をお願いいたします。標準化の進捗状況でございます。現在、住民基本台帳関連業務、税関連業務を含む20業務について業務データの整理等の準備を行っており、令和7年度末にはシステムの標準化が完了する見込みです。ただし、一部のシステムにつきましては例外的に令和8年に対応予定としておるところでございます。文書で物を言いますとこういったことなんですけど、分かりづらいかと思いますのでもう少し具体的にご説明申し上げます。

まず改正の趣旨でございます。従来までの基幹業務システムにつきましては、今ほどありましたとおりそれぞれの自治体が委託や自前によりそれぞれシステムを構築し運用してきました。つまり自治体の数だけ運用が異なってきたということでございます。そのため、今回の減税であるとか寄附金であるとか、全国統一の運用が必要な場合においてもそれぞれがシステム改修の必要がありまして、莫大の費用と時間を必要としてきたところでございます。そこで今、国が中心となりまして各自治体の基幹業務のうち20業務についてシステム標準化を行い、効率化を図るものというものでございます。このことは音楽のCDでイメージしていただくと分かりやすいんですけども、同じ音源、つまり音楽ソフトが異なるメーカーのレコーダーでも聞くことができるかと思えます。そういったことをイメージしていただけると分かりやすいかなということでございます。

次に、改正の内容でございます。システムにおいて、マイナンバーを使用する場合については、その業務ごとに条例にうたう必要がありますが、今回は住民登録外者の運用について新たにうたうものでございます。この住民登録外者の運用について説明を申し上げますと、例えば固定資産税につきましては、その土地や家屋が所在する自治体で課税されます。所在地に住民登録をしていない場合でも、当然ですけど課税されます。その場合、各自治体では自治体ごとに住民登録外者専用の番号を作って、それで管理しているというような状況でございます。そこでそういった煩わしさを解消するために、マイナンバーと連動することによりまして市内に住民登録がなくても個人が確定できることとなります。これによりまして、所有者がさらに転居したり、場合によってはお亡くなりになった情報も確実に今度は把握することができるなど利便性が高まるものでございます。そのため、今回新たに住民登録外者の情報につきましても運用を行い、条例の改正を行うものでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

本当に初歩的な質問ですけど、例えば飛騨市に土地を持っている方が住んでいるのは愛知県だといったときに、死亡届が出されたら連動してこの土地の名義がどうなりますということが分かるということですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

具体的な運用につきましては、今年の秋から試行が始まりますので詳細なことは分かりませんが、少なくともマイナンバーカードで連動さえしていれば、例えばお亡くなりになったとか、

愛知県から例えば静岡に行った場合でもその情報がついてきます。今までですと愛知県の住所へ1回送ったんですけども、宛名がないということで返ってくることもあるんです。そういったときでもすぐ分かりやすくなるということになるかと思います。

○委員（高原邦子）

日本国中の自治体が、今これを導入しようとしているんですか。

□総務部長（谷尻孝之）

そのとおりです。日本中が同じことです。

○委員（高原邦子）

今マイナンバーカードということ言われたんですけど、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方が結構いらっしゃるんです。そういった方々に対応していくためには、従来どおりのやり方でしかないのか。その辺はどう考えていらっしゃいますか。今健康保険証に変わるということでいろいろ言われていると思うんですが、二重に大変なところは残っていくと理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課行政係長（廣元久之）

今ほどの質問はマイナンバーカードを持っている人も持っていない人ももちろんいらっしゃいます。持っている方については、今ほど部長の説明のとおりだと思います。持っていない方については、今までどおり例えば戸籍を取り寄せたり、附票を取り寄せたりして住所を把握するといった方法になってくるかと思います。

○委員（高原邦子）

税務課は本当に忙しくて大変だと思うんですけど、固定資産税のことも言われましたけれど、それに合わせるためにもしっかりと飛騨市内の不動産関係をしっかりと把握していく努力も必要かなと思うんですけど、その辺はどう思っているいらっしゃいますか。

□総務部長（谷尻孝之）

市内においては今全てにおいて土地と番号と所有者がマッチしております。今後特に問題になってくるのは異動であるとか、面積が変わったとか、そういったことはどんどん出てくると思いますので、そういった形での対応が必要になってくるかと思っております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（中田利昭）

先ほど20の業務について標準化をすとお聞きしたんですけども、議案第76号の課税誤りの件というのは国から降りてきたデータを再入力するということでしたよね。それはこの標準化で自動に書き込むとか、そういうことは入っていないのでしょうか。

□総務部長（谷尻孝之）

当然ながら日本全国で同じようなことが起きていると思います。今年の秋から試行が始まるということで、具体的にどこまでというところがまだ来ていないというのが情報です。飛騨市の場合ですと一般財団法人岐阜県市町村行政情報センターのほうに委託しているわけがございます

けども、そういったところとしっかり連携を取りながら、一方でこれはあくまでも地方税の連携なので、ここと国がどう結びつけていくかということはまた別の話になりますので、そこは今後の話になろうかなと思っております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時27分 再開 午前10時28分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第77号 坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

●委員長（住田清美）

議案第77号、坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議案第77号、坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明いたします。

2 ページ目の別紙をお開きください。新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。変更の対象は、林道整備と消防施設整備の2つとなります。両事業ともに本年度実施する事業でございまして、林道整備につきましては林道大谷線の改良であり、消防施設整備につきましては宮川方面隊第三分団小型動力ポンプ積載車の更新になります。両事業ともに計画段階より事業費が増

加しておりまして、辺地対策事業債の予定額を超える見込みのため今回変更させていただくものとなります。簡単ですが以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時30分 再開 午前10時32分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第78号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

議案第78号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第78号についてご説明いたします。

4ページの要旨をご覧ください。提案理由は、国民健康保険法の改正に伴う改正です。

条例の概要について説明いたします。まず改正の趣旨ですが、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることから、同項に基づき本条例第34条について所要の改正を行うとともに、その経過措置について政令に基づき規定するものでございます。

改正の内容ですが、2点ございまして、第34条関係では被保険者証の返還に応じないものへの過料の規定を削るものです。もう1つは、第4条第2項関係ですが、参照する項注番号のずれを修正するものです。

市民への影響はございません。

施行日は令和6年12月2日で、第4条第2項の改正規定は公布の日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第79号 飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第79号、飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第79号についてご説明いたします。

6ページの要旨をご覧ください。提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正です。

条例の概要について説明いたします。改正の趣旨及び内容ですが、安心して子供を預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」において、職員1人がみる4・5歳児の数を30対1から25対1へ、同時に3歳児の職員配置基準についても20対1から15対1へ改善を図ることとされ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されました。これを受け、本市においても小規模保育事業及び事業所内保育事業等を行う事業所において従事する職員の配置基準を改正するものです。

市民への影響はございません。

施行日は公布の日で、適用日は令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

この家庭的保育事業というのは、今まで通称保育ママ制度というふうに言われていましたけど、ここに出てくる概要は4歳～5歳児からになっていますけど、ゼロ歳児～2歳児の対応については、飛騨市は全く関係ないんですか。未満児は大分混んでいますよね。保育ママ制度そのものがないということなんですか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

家庭的保育事業というので、今の改正に当たっております小規模保育事業、それから事業所内保育事業というのは、飛騨市内にはないんですけどイメージとしては幼稚園に付随する保育所とか、病院に付随している保育所。幼稚園のほうが小規模保育事業で、病院についているのが事業所内保育事業というふうに思っただけならばということでございます。

基本は今おっしゃったとおり、未満児をみるのが基本になっていますけど、事情によっては3歳児以上の以上児を預かるという場合もございまして、それについて普通の認可保育園と同じ基準の改正が行われたと理解していただければと思います。

○委員（籠山恵美子）

確認です。普通の保育園も配置基準が見直されて、1人当たりの保育士が預かる園児の数が減ってきていますよね。家庭的保育事業も同じような配置基準になっていくということではないですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

今おっしゃるとおりで、いろいろな保育園の種類がございまして、それが全部同じ基準で改正されたというところでございます。

○委員（籠山恵美子）

飛騨市には該当しないということですがけれども、本来、家庭的保育事業の対象者というのがゼロ歳児から2歳児という乳幼児を対象に全国的に始められた事業だと思いますけれども、家庭やマンションで保育できる、しかもそれがちゃんと認可されるという保育事業だったと思います。今飛騨市の保育園は未満児もいっぱいですよ。それはどういうふうに対応できるのか。家庭的保育事業をこれからつくっていくとか、そういう計画みたいなものはあるんですか、ないんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

今のところというか、将来、家庭的保育事業ということで飛騨市に設置するという予定はございません。やるとすれば私立と公立を合わせた保育園の未満児の体制を強化していくということでございますけど、御存じのとおり子供の数というのはぐっと減る段階になっておりますので、そういう意味ではある程度子供も減る、保育士等の確保も進めていく、それで基準をクリアしな

がら進めていくというところになると思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時41分 再開 午前10時42分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第80号 財産の無償譲渡について（神岡町旧白樺荘）

●委員長（住田清美）

議案第80号、財産の無償譲渡について（神岡町旧白樺荘）を議題といたします。説明を求めます。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

議案第80号、財産の無償譲渡について（神岡町旧白樺荘）について説明を申し上げます。

中段に記載してある事項について説明させていただきます。財産の種類については、土地及び建物でございます。

所在及び数量につきまして、まず土地でございますが、飛騨市神岡町伏方字大野157番。種別は宅地。面積が241.00平方メートル。続きまして建物です。土地と同地番になりますが、飛騨市神岡町伏方字大野157番地。種別は店舗で、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付平家建でございます。延床面積が520.20平方メートルでございます。

譲渡の相手方ですが、飛騨市神岡町山田1854番地。株式会社new flow、代表取締役、新家行夫さんでございます。

譲渡の理由といたしましては、ひだ流葉スキー場の活性化を図るためとなっております。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

建屋そのものの耐用年数と、あとどのぐらい残っているのかを教えてください。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

今数字を持ち合わせておりませんので、耐用年数については後でご説明いたします。現在の固定資産税評価額としましては土地が38万9,737円、建物につきましては432万6,033円となっております。

●委員長（住田清美）

耐用年数はすぐにわかりますか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

建物の耐用年数が38年で、昭和52年の建物ですので既に評価はゼロになっております。

○委員（水上雅廣）

確認をさせていただきますけど、普通財産で台帳上はちゃんと載っているんですよね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

普通財産として登録してあるものです。

○委員（水上雅廣）

先ほど評価額を言われましたけど、全部普通財産で評価額を出してあるんですか。今の評価額というのはどういう算定根拠で出されたんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

通常、市の資産については評価額という設定はございませんが、今回無償譲渡するということに当たって近傍地の土地から計算をさせていただきまして、その土地の評価が一般的にどれぐらいあるか計算させてもらったものをご報告させてもらったものであります。

○委員（水上雅廣）

無償譲渡はいいんですけど、これまでこの土地・建物って使用されていたことはないんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

この建物につきましては、指定管理者である株式会社newflowのほうで食堂として現在まで使われております。

○委員（水上雅廣）

指定管理施設は普通財産に入るんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

指定管理者が自主事業でやっており、市から貸与して営業をされておりました。

○委員（水上雅廣）

自主事業で結構ですけど、ほかにも例がなくもないのかもしれませんが、個人事業者ですから広く一般ということではないわけで、契約等々は手続上どうなっていましたか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

これは指定管理施設外でありますので、別途普通財産の賃貸借契約を締結して貸していたものであります。

○委員（水上雅廣）

無償貸与で契約していたということによろしいですか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

いえ、有償貸与しておりました。

○委員（水上雅廣）

どう理解すればいいのか。有償だったんですか。普通財産を有償で貸し付けられることはいいんですけど、さっき今回の無償譲渡に合わせて評価額の算定をされたというようなお話だったので、ちょっとそこがあるような気がするんですけど、その辺りはどういうふうに解釈したらいいですか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

今回の無償譲渡に際しては、既に株式会社newflowのほうで290万円近くの、要は営業するための改修費を支払い済みであります。また、この後、トイレの改修というのが1つ課題として建物に残っておりまして、そちらのほうも多大な費用が発生するということを鑑みて無償で譲渡としたいものであります。

○委員（前川文博）

前段階から確認をしたいんですが、この話は市のほうから出た話なのか、相手方から出た話なのか、どちらからの話でしょうか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

こちらは相手方から申し出があったものでございます。

○委員（籠山恵美子）

建物そのものも耐用年数をとくに過ぎているという状態で古い建物だと思いますけど、それ

でも今までは家賃を市としてはいただいて貸していたわけですよね。それが今度は無償でくれよというあちらの意向については、市としてはどうなんですかね。まあいいでしょう、無条件でいいですよという感じなんですか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

食堂をこのまま持っていること自体が、市として経営するノウハウがそもそもないものですから、借りないと言われたらそれまででございます。そうした場合、建物の解体費用というのが1,780万円の費用が発生するということが判明しております。借りていただける方から無償なら投資してでも運営を続けたいということがありまして、差し引きで考えても、市としてはひだ流葉スキー場の繁栄を考えると、譲渡してでも続けていただきたいという結果で無償譲渡とさせていただきたいということでもあります。

○委員（澤史朗）

確認ですけど、現在は賃貸借契約で株式会社new flowが借りているということなんでしょうけれども、指定管理者が株式会社new flowになる前というのはどのような利用をされていたのでしょうか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

株式会社new flowの前、緑風観光株式会社が指定管理をしていたときには無償で貸与しておりました。（不規則発言あり）スキー場に関しては、別途、指定管理とは違う契約で緑風観光株式会社に管理していただきましたので、その中の1つとして旧白樺荘も無償貸与で貸しておりました。今回、スキー場を指定管理にする際に、指定管理施設からは外して旧白樺荘は別という扱いにさせていただきましたところ、株式会社new flowが指定管理を受けた際にこちらでも使いたいということで、自主事業で有償貸与に切り換えたものであります。

○委員（籠山恵美子）

この機会にちょっと教えてください。自主事業というのは施設によってやっているところもありますよね。要するに拠点をどうこうするというのは結構ほかの施設もやっているものなんですか。自主事業というと中身のソフト的な事業が多いかなと思うんですけど、建物の貸与も含めて自主事業となるんですか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

自主事業という言い方が適切ではなかったかと。誤解を招いたら申し訳ないんですけど、自主事業というのは指定管理施設内で何か行われることを示しますが、今回の場合は施設外ですので、要は株式会社new flowの独自事業というふうに言い換えさせていただきたいと思います。通常言う自主事業とは別物でございます。

○委員（籠山恵美子）

頭の中を整理するために確認です。指定管理で株式会社new flowはいろいろと経営をされていますけれども、経営の一体の中の1つとして旧白樺荘をこれまでも食堂としてやっていたけれど、それはあくまでも株式会社new flowが独自に普通財産を市から無償譲渡を受けて、新たにレストランだか何かをやってきますよと。独自事業ということは、中身は一体けれども、やっていることは別ということですよ。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

そのとおりでございます。

○委員（澤史朗）

そうすると、この建物に関しては以前は無償貸与していて、株式会社new flowが指定管理を受けたときに賃貸借契約を結んで有償貸与という形になった経緯は分かりました。流葉自然休養村オートキャンプ場はキャンプ場で別途指定管理が出してありますけれども、ひだ流葉スキー場内にはこれ以外にこのような土地・建物というのはないのでしょうか。

□神岡振興事務所次長（岸懸貴則）

ひだ流葉スキー場内に市が所有して民間に貸しているという建物は、今の旧白樺荘のみでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りします。ただいま議決いたしました6案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（住田清美）

以上で、第10回総務常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前10時59分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 住田 清美